

建部中学校 いじめ問題対策基本方針

1. いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. いじめに該当する行為

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 殴る真似をされたり、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン等の情報通信機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等。



◎いじめ防止にとって、まず一番大切なことは「未然防止」であるということを、全教職員で共通認識しています。

3. いじめの未然防止のための取組

① いじめを許さない学校・学年・学級の集団づくり

多くの生徒がいじめの被害のみならず、加害にも巻き込まれている事実立ち、ささいな行為が深刻ないじめに発展しない集団づくりをすすめる。中学校の3年間で生徒自らの力でストップをかけられる「個」から「集団」へと成長させることが大切である。

② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む

学校の大部分を占める授業が中心となる。合わせて、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を、生徒全員が獲得できるような集団体験をしかけていく。

当該学年の生徒全員が他者から認められる喜びに気づき、最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになるようにする。

③ 人権教育・道徳教育の充実と体験活動の実践

各校務分掌とタイアップしていく。例えば道徳科とタイアップし、4人班の人間関係を観察し、班づくりの参考とする。また、授業における望ましい対話の仕方を指導するなどを行う。

④ 定期的なアンケート等の実施(生活アンケート・生活ノート・教育相談)

今年度はアンケート調査を5・7・9・11・1・2月に実施する。アンケートや担任との生活ノートや教育相談は未然防止の要素が強い。アンケート等の実施の裏に一番大切なことは、「この先生なら何とかしてくれる」という心が生徒に芽生えていることである。教師は生徒のために親身になって学校一丸となって動く。アンケート等を意味あるものにとらえてはじめて未然防止につながる。

4. いじめの早期発見

※いじめかどうかを判断するのは**最終段階**。被害者にどのような「**実害**」があったかを認知することが優先される。

①判断事項

「2. いじめに該当する行為」を参照。このような行為を認知し、事実を挙げ、指導することで、「いじめに該当する」と判断できる。

②注意したいこと

「ただのトラブル」なのか？「いざこざ」なのか？「ふざけ」なのか？「けんか」なのか？ いじめを軽くとらえ、対応を先送りしてはならない。

また、「ただのトラブル」等と判断したら、起こした側には必ず「**わけ**」があるので、今度はその「**わけ**」の奥側にある、心の中で起きていることを突き止めることに取り組まなければならない。

③生徒が訴え易い雰囲気づくり、信頼される教師になること。

いじめの認知の仕方を教職員全員が一致して持つことが基本である。

生徒や保護者からの訴えを教員がきちんと捉え、それを学校をあげて解決する力を発揮できる体制づくりが必要である。

いじめの認知の仕方に相違を避けるためにも、情報共有を密に行う。情報共有する中で、間違ったとらえ方を例え個人がしたとしても、複数教員の視点で、とらえ方を正していかなければならない。

また、生徒の変化を見逃さないためにアンケート・生活ノート・アセス等を活用して、生徒自身をしっかりと把握しておく必要がある。

家庭連絡を密にして家庭との連携を深めるとともに、保健室や SC、不登校支援員、SSW(子ども相談主事)との連携が機能するようなシステムの構築が不可欠となる。

担当が一人で抱え込むことがない組織づくりをすることが不可欠である。

5. いじめに対する措置

基本的な考え方

いじめの発見や通報を受けたときは、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、被害者生徒を守り通すことを忘れてはならない。加害者側生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことではなく、生徒の人格的成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応にあたる。

殴る真似をされたり、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、激しい暴力、危険なことをさせられる、金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の

調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

理由は何であれ、暴力を止めさせ、暴力を行使したことを問題にする。警察等の関係機関に相談しながら再発防止の策を講じる。

「いじめ防止対策委員会」を開き、複数の様々な立場からの検知により正しく判断し、正しい対策を講じる。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視をされる等

教師が介入し、丁寧に聞き取りを行う。「思い込み」「勘違い」「感情の行き違い」など、糸が複雑に絡み合うように起きるため、時間をさかのぼりながら当事者たちの言い分を聞き、事実関係も解きほぐすように確定していく。

(1)いじめの発見・通報を受けたとき

- ① いじめと思われる行為を発見したときは、必ずその場で行為を止めることが大切である。初期対応次第で、いじめの組織的な対応につなげられるか、いじめを助長させるかに別れる。どの場面でも「止める」という行為ができるように、日頃からの準備と行動をとる必要がある。
また「いじめではないか」との相談や通報があった場合は真摯に傾聴する姿勢が大切であり、その内容を共有することが必要となる。
- ② 共有の必要性は学年内、さらに生徒指導係会を通じての学年間、さらには「いじめ防止対策委員会」を通じての学校全体となる。
その後は、いじめ防止対策委員会を中心とした各組織が、いじめの事実の有無を確認していく。
- ③ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告する。併せて、被害・加害者側生徒の保護者へ連絡する。
- ④ いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果を挙げることができない場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、ためらわず警察署と相談して対処する。
尚、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察署に通報するなどして、必ず保護の対処法をとる。

(2)いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ① 事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方があってはならない。また、個人情報やプライバシーには十分留意して対応を行う。
- ② 家庭訪問によって、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守ることや複数の教員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保することも知らせる。
- ③ いじめられた生徒が安心して学習その他に取り組めるように、必要に応じて別室指導を行うなど、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

- ④ スクールカウンセラーや子ども相談主事など心理や福祉の専門家、学校警察連絡室などの協力も得て最善の策を講じていく。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることとしてはならない。
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの状態である必要があると考える。

A【いじめに係わる行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3カ月を目安と考えている。ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期的の期間の設定を考えなければならない。

B【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないと認められること、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有するものと考えている。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要があると考えている。

(3)いじめた生徒の指導又はその保護者への助言

- ① 事実関係の聴取を行い、事実が確認された場合は、組織的にいじめを止めさせ、再発防止の措置をとる。生徒の個人情報やプライバシーには十分配慮して対応を行う。
 - A 迅速に保護者に事実関係を連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応が適切に行えるように、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - B いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - C いじめた生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、その生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ② いじめの状況に応じて、孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。必要と認められる場合は、学校教育法11条の規定に基づき、懲戒を加えることも考える。その際、いじめには様々な要因があることに鑑み、いじめた生徒が自らの行為に悪意があったことを理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促すことを目的として懲戒を行う。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見た生徒にも、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。同時にそのような集団づくりができなかった教員も反省し、次の行動に

結びつけられるようにしなければならない。

- ② はやしたてるなどしていた集団に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを改めて理解させる。同時にそのことを伝え切れていなかった教員も反省し、次の行動に結びつけられるようにしなければならない。
- ③ 学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を持てるように再度にわたって、何度も指導をし続けることが大切である。教員は話をすることが目的ではなく、きちんと伝えられることが目的である。

(5)ネット上のいじめへの対応

- ① SNS などスマホや情報通信機器を利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、まずは情報モラル教育を進める。それと同時に保護者にも同様の認識を持ってもらえるように様々な方面から協力を求めていく。
- ② ネット上の不適切な書き込みに対しては、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの措置をとる。
- ③ 県警が実施しているネットパトロールなどからの情報を受けるなど適切な情報収集に努める。
- ④ 本校では書き込みからのトラブルよりも LINE 上のやりとりからのトラブルが多い。教員として大切なはどこまでがトラブルで、どこからがいじめなのかを明確に判断して指導していくことである。

6. 学校として特に配慮が必要な生徒について

(1)発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめ

教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2)海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒がかかわるいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を計画して実施していく。

(3)性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒がかかわるいじめ

教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について保護者と相談しながら周知していく。

(4)東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒がかかわるいじめ

被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止に努めていく。

★ 上記生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を実施するとともに、保護者との強い連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

7. その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

いじめの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力して指導することが何より大切である。つまり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報共有し、組織的に対応することである。

いじめが起きた場合、組織的な対応を可能とするため、平素からの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図っておくことが大切である。そのために生徒指導係会が、各学年間を越えた情報共有、また各学年間を越えた対処の在り方の検討ができる組織でなければならない。つまり生徒指導係会のメンバーがそれを学校全体に実践していくための中心的立場を担っていかなければならない。

生徒指導係会の構成員は次の通りである。

【校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・各学年生徒指導係・特別支援コーディネーター・養護教諭・関係職員】

いじめ防止対策検討委員会の構成員は次の通りである。

【校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・教育相談不登校対策担当・養護教諭・担当学級担任・特別支援コーディネーター・SC・】

(2) 記録の作成と保存

問題が発生したときは、指導記録を作成し、生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供できたりする体制をつくる。

附則

○この方針は、令和5年5月20日から施行する。

尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。

(学校評価項目に位置付けPDCA サイクルを通して取り組み、検証する。)